

宇宙戦略基金事業補助金取扱要領の一部改正について

宇宙戦略基金事業補助金取扱要領（2026 年 4 月 24 日以降に公募された技術開発テーマの場合）につきまして、一部の記載に誤りがあったため、以下の通り改正いたしますことをお知らせします。

（改正箇所）

（委託）第 1 2 条第 1 項

（誤）	（正）
補助事業を実施する事業者は、委託費・共同実施費の累計金額が補助金交付決定額の 50%を超える額を、第三者に委託（共同して実施する場合を含む。以下同じ。）してはならない。但し、その必要性等を加味し機構が事前に承諾した場合を除く。	補助事業を実施する事業者は、委託費・共同実施費の累計金額が <u>補助対象経費の総額</u> の 50%を超える額を、第三者に委託（共同して実施する場合を含む。以下同じ。）してはならない。但し、その必要性等を加味し機構が事前に承諾した場合を除く。

（成果の外部発表）第 2 2 条

（誤）	（正）
補助事業を実施する事業者は、成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、発表先への原稿提出締切日の 1 週間前までに、機構に対して様式 1 0 による研究開発成果公表届出書を提出し、公表の承認を得なければならない。但し、機構は、前項により補助事業を実施する事業者から公表の届出のあった成果について、以下の各号に該当することが見込まれる場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期又は差し止めることができるものとする。 （１）当該成果に基づく特許等の出願が見込まれる場合 （２）当該成果が我が国の安全保障上の観点から公開すべきでないと判断される場合	補助事業を実施する事業者は、成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、発表先への原稿提出締切日の 1 週間前までに、機構に対して研究開発成果公表届出書（ <u>様式 1 0</u> ）を提出した場合に限り公表できるものとする。但し、機構は、前項により補助事業を実施する事業者から公表の届出のあった成果について、以下の各号に該当することが見込まれる場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期又は差し止めることができるものとする。 （１）当該成果に基づく特許等の出願が見込まれる場合 （２）当該成果が我が国の安全保障上の観点から公開すべきでないと判断される場合